

## 幼稚園に関する説明会の開催

本市では幼稚園児が年々減少しており、社会性を育むための集団教育の実施が困難な状況となっています。市教育委員会では、平成27年度以降、集団教育にふさわしい規模で幼稚園運営をしたいと考えています。

また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることから、幼稚園に関する変更点について今後の幼稚園運営とあわせて説明する会を右記の日程で開催しますので、幼稚園への入園をご検討されている方、興味や関心のある方は、都合のよい会場へお越しくださいますようお願いいたします。

日 程	開始時間	会 場
12月16日 (火)	午後3時	市保健センター 2階多目的室
	午後7時	ふれあいセンター立江

※説明会の時間中、簡易な託児サービスをご用意します。  
お子様連れの方はご利用ください。

### 【お問い合わせ先】

市教育委員会教育政策課（教育庁舎2階）

☎32・3813 / FAX32・2126

Mail:kyouikuseisaku@city.komatsushima.  
tokushima.jp

## 児童扶養手当と公的年金給付との併給制限が見直しされました

児童扶養手当法の改正により、子どもを養育されている方（受給資格者）や児童が公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が申請により受給できるようになりました。（これまでは、公的年金等を受給できる場合、児童扶養手当は支給されませんでした。）

※公的年金等の受給額が高い場合には支給できません。

申請により受給することができるのは、平成26年12月分の手当からです。

今回の改正で新たに差額分の手当の支給対象になると思われる方は、市児童福祉課まで必ず申請手続きをしてください。

なお、経過措置として、平成26年12月1日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する方が、平成27年3月31日までに申請手続きをした場合は、平成26年12月分までさかのぼって手当の受給が可能となります。この期間を過ぎますと、手当の支給は「申請した日の属する月の翌月」からの支給となりますので、ご注意ください。

### 【児童扶養手当とは】

児童扶養手当は、離婚などによって、父子家庭・母子家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当で、子どもを養育されている方からの申請によって支給されます。

### 【公的年金等とは】

国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金、遺族年金、障害年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金です。受給しているものが公的年金等に該当するか分からない場合には、市児童福祉課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.  
tokushima.jp

